

## ○香川県警察本部訓令の用字及び用語の整備等に関する訓令

(平成18年12月26日香川県警察本部訓令第33号)

香川県警察本部訓令の用字及び用語の整備等に関する訓令を次のように定める。

香川県警察本部訓令の用字及び用語の整備等に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、この訓令の施行の際現に定められている香川県警察本部訓令（以下「既存訓令」という。）の用字及び用語の整備並びに形式の変更に關し必要な事項を定めるものとする。

(用字及び用語の整備)

第2条 既存訓令中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

|                                  |                           |
|----------------------------------|---------------------------|
| 1 よう音として用いられている「や」、「ゆ」、「よ」       | それぞれ「ゃ」、「ゅ」、「ょ」           |
| 2 促音として用いられている「っ」                | 「つ」                       |
| 3 動詞「行なう」の語幹「行な」                 | 「行」                       |
| 4 動詞「こえる」の語幹「こえ」                 | 「超え」                      |
| 5 動詞「基く」の語幹「基」                   | 「基づ」                      |
| 6 各号の一                           | 各号のいずれか                   |
| 7 外（直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。） | ほか                        |
| 8 すみやかに                          | 速やかに                      |
| 9 ただちに                           | 直ちに                       |
| 10 および                           | 及び                        |
| 11 ならびに                          | 並びに                       |
| 12 または                           | 又は                        |
| 13 もしくは                          | 若しくは                      |
| 14 「の定は」、「の定を」又は「の定に」            | それぞれ「の定めは」、「の定めを」又は「の定めに」 |
| 15 うえ                            | 上                         |
| 16 かかる                           | 係る                        |
| 17 つど                            | 都度                        |
| 18 手続き                           | 手続                        |
| 19 は握                            | 把握                        |

(形式の変更等)

第3条 既存訓令のうち次に掲げる訓令の形式を左横書きに改正する。

- (1) 警察法施行の際現に効力を有する香川県国家地方警察の機関の訓令等の効力に関する訓令（昭和29年香川県警察本部訓令第1号）
- (2) 香川県警察学校規程（昭和29年香川県警察本部訓令第13号）（様式第1号から様式第3号までを除く部分に限る。）
- (3) 香川県警察の車両等の管理に関する訓令（昭和31年香川県警察本部訓令第1号）
- (4) 香川県警察の広報に関する訓令（昭和32年香川県警察本部訓令第13号）
- (5) 香川県警察本部の非常招集に関する訓令（昭和32年香川県警察本部訓令第37号）
- (6) 防犯視察に関する訓令（昭和33年香川県警察本部訓令第21号）

2 前項各号に掲げる訓令中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

|                                                                                                                               |                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 1 章、条及び様式の番号として用いられている漢数字                                                                                                     | アラビア数字                                                      |
| 2 号の番号として用いられている漢数字                                                                                                           | 左右を括弧で囲んだアラビア数字                                             |
| 3 漢数字（1の項及び2の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。）<br>(1) 固有名詞又は熟語の一部として用いられているもの<br>(2) 数字の単位として用いられている万又は億であって当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該万又は億 | アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、3桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。） |
| 4 「左」（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）                                                                                          | 次                                                           |

（適用除外）

第4条 第2条及び前条第2項の表4の項の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

2 第2条、前条第2項及び前項の規定は、これらの規定によることが適当でないと認められる部分で別に定めるものについては、適用しない。

（補則）

第5条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に提出等をされている改正前の既存訓令（以下「改正前訓令」

という。)の様式による申請書等は、改正後の既存訓令の様式による申請書等とみなす。

3 改正前訓令の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。